

文部科学省告示第150号に規定する文部科学大臣の証明に係る実施要項

平成30年6月22日
文 化 庁

(趣旨)

第1条 文部科学省告示第150号に規定する文部科学大臣の証明に関しては、本実施要項の定めるものとする。

(申請)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する家屋が、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2に規定する主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「劇場法」という。）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき、文部科学省告示第150号に規定する文部科学大臣による証明を受けようとする者（以下「証明申請者」という。）は、地方税法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から原則として二月以内に、文部科学省告示第150号別表による証明申請書二通を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の証明申請書には、次の各号に掲げる書類を各一通添付しなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「バリアフリー法施行規則」という。）第8条に基づき所管行政庁に提出した申請書及び添付図書の写し
- 二 バリアフリー法施行規則第10条第2項に基づき所管行政庁の発行した通知書の写し
- 三 別記様式の書式による書類
- 四 当該証明申請に係る家屋の概要及び前号の書類中の事業実績及び事業計画の具体的な内容に係る書類（様式自由）

(証明書の交付)

第3条 文部科学大臣は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請に係る家屋が文部科学省告示第150号に規定する基準に該当すると認めるときは、前条の証明申請書一通にその旨を記入し、証明申請者に交付するものとする。

(証明申請書等の記載内容の変更に係る届出)

第4条 証明申請者(前条に規定する証明書の交付を既に受けた者を含む。)は、証明申請書の記載内容及び証明申請書に添付した第2条第2項第3号の書類中の事業計画に関して、劇場法第3条第1項第1号又は第2号に規定する事業に利用することによる利用日数の変更があったときは、当該年度末までに、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(証明の取消し)

第5条 文部科学大臣は、次の各号の一に該当するときは、第3条の証明を取り消すことができる。

- 一 当該証明に係る家屋が文部科学省告示第150号の基準を満たさなくなったとき。
(基準を満たさなくなったことについてやむを得ない理由の存する場合にはこの限りではない)
- 二 証明申請者の第2条の規定による申請又は第4条の規定による届出に際して、虚偽の申請又は届出が行われたとき。
- 三 証明申請者が合理的な理由なく第4条の届出を怠ったとき。

2 前項の規定により証明の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る証明書の交付を受けた者は、当該証明書を直ちに文部科学大臣に返還しなければならない。